

II

アンケート調査の結果

—被災者生活再建支援法のあり方について—

山崎 栄一

アンケート調査の対象は、都道府県(47)ならびに政令市(19)であり、そのうち調査票への回答があったのは、都道府県は47都道府県すべて、政令指定都市は15市であった。

筆者の判断により、自由回答からして選択肢に該当すると思われる場合には、その旨を記載することにした。

— アンケート調査の結果 —

1.現在、被災者生活再建支援法の見直し作業が進められています。今後の改正点について、考慮すべき点は何でしょうか。(複数回答可)

①現行制度で対象となる自然災害が発生した場合には、すべての被災区域の被災世帯に適用すべきである。

31都道府県

相模原市 新潟市 静岡市 浜松市 広島市
北九州市…6

②法の適用対象とはなっていない小規模災害にも適用すべきである。

滋賀県 兵庫県 岡山県 徳島県 愛媛県
佐賀県 沖縄県…7
新潟市 浜松市…2

③現在は、支給金額の決定方法に付き、全壊・大規模半壊などの被害認定と再建方法を組み合わせているが、見直すべきである。(具体的にご記入ください)
なし

④半壊、一部損壊、床上浸水も対象にすべきである。

岡山県 徳島県…2

千葉市 新潟市 浜松市 京都市 大阪市…5

⑤地盤災害に対する支援も検討すべきである。

山口県…1

新潟市 浜松市 神戸市…3

⑥小規模な地場、伝統産業等で特に首長が認めた事業用建物に対する支援も検討すべきである。

なし

⑦住宅に併設している事業用建物に対する支援も検討すべきである。

浜松市…1

⑧単身世帯と複数世帯の区別しかないので、世帯の人数をきちんと反映すべきである。

沖縄県…1

さいたま市 大阪市…2

⑨支給金額が少ないので、さらなる上乗せをすべきである。

岡山県…1

新潟市…1

⑩基金の国の負担分を引き上げるべきである。

栃木県 山梨県 長野県 三重県 沖縄県…5

横浜市 新潟市 神戸市…3

⑪現在の支援法の内容で十分である。

宮城県 福島県…2
仙台市…1

大分県 沖縄県…17

仙台市 千葉市 相模原市 浜松市 名古屋市
京都市 神戸市 広島市…8

⑫自由回答

〔兵庫県〕実質④

半壊世帯を支援法の対象とすべきである。

「対象範囲を拡大する方向性については、歓迎します(北海道)」「対象、規模、内容等を含め拡充すべき(大阪府)」「抜本的、総合的な支援制度の確立(香川県)」といった積極的な意見が見られた。

他方、「被災者の自助努力(耐震改修、地震保険)との分担も考えるべき(高知県)」であるとか、財源の問題を取りあげる都道府県、政令都市もあった(秋田県、神奈川県、名古屋市、堺市、神戸市)。

また、「基金の拠出割合については、防災の観点から住宅の構造を堅固としている割合等も考慮して欲しい(沖縄県)」という意見が見られた。耐震率であるとかそういった割合が高い所は基金の拠出割合を低くすることでインセンティブを与えるという方法も考えられる。

2.家屋の被害に対しての支援に限定することについて どう思いますか。(複数回答可)

①被災に伴う所得減への保障がないので検討をすべきである。

青森県…1

新潟市 静岡市 大阪市 堺市…4

②長期避難中にある被災者に対する生活支援がない。

岩手県 栃木県 富山県 三重県 和歌山県

島根県 佐賀県 沖縄県…8

さいたま市 横浜市 新潟市 堺市…4

③事業(中小商工業、農漁業等)に対する生業支援も行うべきである。

堺市…1

④住家被害への支援だけでよい。

宮城県 福島県 茨城県 石川県 山梨県

静岡県 愛知県 滋賀県 兵庫県 奈良県

和歌山県 鳥取県 広島県 山口県 熊本県

⑤その他(自由回答)

〔長野県〕実質③

事業などへの支援も行うべきである。

「自治体の裁量により、実情に応じた支援が行える制度とすべき(新潟県)」「家屋の被害に対する支援の拡大(京都府)」「制度の拡充を図るべき(大阪府)」「抜本的総合的な支援制度の確立(香川県)」といった積極的な意見が見られた。

他方、財源の問題を取りあげる都道府県が多かった(北海道、秋田県、群馬県、神奈川県、福岡県)。また、住家被害以外への支援に対しては、別の制度で行うべきであるという意見も見られた(千葉県、静岡県、徳島県)。長期避難世帯への認定緩和を求める意見もあった(岡山県、鹿児島県)。

3.8月3日に中井防災担当相より「被災者生活再建支援制度の適用要件の拡充」についての法令改正案が示されました(発表文同封)。これに対してのご意見をお聞かせください。

①なぜ2世帯で1世帯ではだめなのか。また、人口10万人以上の市では全壊9戸でも対象にならないなど矛盾があり、反対である。

なし

②支援対象が拡大されるので賛成である。

30都道府県

12市

③財政負担が増えるので反対である。

なし

④その他(自由回答)

※決着がついている場合は、過去形でお答えください。

自由回答を見てみると、上記の答えに該当していると思われるコメントもあった。

選択肢①にある「反対」という文言は不適切であった。「反対」となると、この制度の改正そのものを否定することになる。「一歩前進であるが、まだま

だ改良の余地がある」というニュアンスの選択肢を提示できなかった。このニュアンスの選択肢については、①ならびに②の選択をしたものとして評価をし直してみると以下ようになる。

〔岩手県〕実質①と② 〔千葉県〕実質①と②
 〔福井県〕実質② 〔長野県〕実質①と②
 〔愛知県〕実質①と② 〔滋賀県〕実質②
 〔京都府〕実質①と② 〔大阪府〕実質①と②
 〔兵庫県〕実質①と② 〔鳥取県〕実質①と②
 〔徳島県〕実質② 〔福岡県〕実質①と②
 〔佐賀県〕実質①と② 〔長崎県〕実質②
 〔熊本県〕実質①と② 〔千葉市〕実質①と②
 〔大阪市〕実質①と② 〔堺市〕実質①と②

このように捉えると、すべての都道府県、政令都市が何らかの形で積極的な評価、あるいはさらなる改善に向けての提言をしているといえる。

4. 現在支援法の運用は基金の取り崩しで行うこととされています。内閣府の試算によると首都直下地震など巨大災害が起これば、支援金の交付は3兆円を超えと言われ、現在の基金は破綻します。そのような巨大災害を想定し、どう対応すべきと考えますか。

①基金で対応できない規模の巨大災害に対する資金調達については、別の方策を事前に検討しておく。

埼玉県 鳥根県 大分県…3
 仙台市 京都市 大阪市 神戸市 広島市…5

②巨大災害については国が対応するべきである。

北海道 埼玉県 京都府 鳥根県 大分県
 がノーの答え 42都道府県がイエス
 さいたま市 横浜市 相模原市 新潟市 静岡市
 浜松市 名古屋市 堺市 広島市…9

③基金の積み増しを行うべきである

東京都…1

④支援法の支給は基金の範囲内で支払えばよい。

なし

⑤その他(自由回答)

〔北海道〕実質②

超大規模災害については、特別立法等による国の対応を要望します。

〔京都府〕実質②

巨大災害については、基金による対応ではなく特別立法等により国の役割と責任を明確化した上で、国の負担として対応すべきである。

〔北九州市〕実質①

今後の検討課題である。

すべての都道府県が何らかの形での対応を求めているのが分かる。政令都市についても千葉市以外は何らかの形での対応を求めている。千葉市は「本市は基金の出資金を調節負担しておりませんので、回答は差し控えます」というコメントをしている。

5. 災害復興にあたり、住宅再建・生活再建支援で独自施策(上乘せ・横出しといった補完措置を含む)を設けたことがありますか。

①「ある」

33都道府県
 千葉市 相模原市 新潟市 堺市 神戸市
 広島市…6

②「ない」

青森県 秋田県 栃木県 群馬県 埼玉県
 千葉県 神奈川県 山梨県 滋賀県 和歌山県
 長崎県 熊本県 沖縄県…13
 9市

5の回答であるが、「ある」と答えている都道府県・政令都市でも見舞金程度の施策や貸付といった施策も含まれている。高知県は未回答であった。

栃木県であるが、実は支援法が公布されて間もない時期に支援法と同等の支援を行っていた〔筆者作成の図表(「Ⅲ 自治体による独自施策の現状」に掲載)を参考〕。

6.5の設問で①「ある」とお答えになった自治体におたずねします。(複数回答可)

①独自施策については原則、恒久的な制度と考えている。

福島県 茨城県 長野県(見舞金) 岐阜県
静岡県 兵庫県 鳥取県 島根県 広島県
佐賀県(見舞金) 大分県 鹿児島県…12
千葉市 相模原市 堺市 広島市…4

②独自施策については原則、恒久的な制度としており、
今後は国の制度化を要求していきたい。

山口県…1

③独自施策については、暫定措置としているが、今後は
恒久化を検討していきたい。

なし

④独自施策については、暫定措置としており、今後の実
施は災害ごとに判断する。

北海道 岩手県 宮城県 山形県 東京都
富山県 石川県 福井県 三重県 京都府
大阪府 岡山県 香川県 愛媛県 高知県
福岡県…16
新潟市 堺市…2

⑤独自施策については、暫定措置であるが、今後は国
に制度化を要求していきたい。

大阪府 高知県…2
堺市 神戸市…2

⑥その他(自由回答)

〔新潟県〕実質④

県単の被災者生活再建支援金については、発災の
都度、災害の規模等を勘案し、制度制定の必要性
を適宜判断している。

〔徳島県〕実質④

独自施策を制定しており、適用にあたっては災害ご
とに判断する。

宮崎県は、「独自施策については、暫定措置とし
ており、3年後に制度の継続を含めた見直しを検討
することとしている」としているが、実質的には恒久
化している。

6の回答であるが、「ある」と答えている都道府県・政
令都市でも見舞金程度の施策や貸付といった施策も
含まれている。

7.ご自身の都道府県(政令指定都市)の独自施策とし
て、実施したことがある施策については◎を、実施し
たことはないが将来的に実施してもよい施策につい
ては○をおつけください。(復興基金による施策を除
く)(複数回答可)

①支援法が適用されない小規模災害に対する支援

◎岩手県 山形県 茨城県 新潟県 富山県
静岡県 三重県 大阪府

兵庫県〔居住安定支援制度補完事業〕 奈良県
鳥取県 島根県 岡山県 徳島県 香川県
高知県 佐賀県 長崎県 大分県
宮崎県…20

○福島県…1

◎仙台市 さいたま市 相模原市 新潟市 堺市
神戸市…6

○千葉市…1

②半壊、一部損壊、床上浸水に対する支援

◎宮城県〔②半壊、一部損壊、床上浸水に対する支援〕
茨城県〔半壊のみ〕

新潟県〔※ただし、一部損壊世帯への支援実績はありません。〕

石川県 福井県 岐阜県 三重県 京都府

大阪府 兵庫県〔(一部損壊を除く)生活再建支
援金事業、住宅再建等支援金事業〕

岡山県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県

福岡県〔※半壊のみ〕 佐賀県 宮崎県

鹿児島県…19

◎さいたま市 相模原市 新潟市 静岡市 堺市
神戸市…6

○千葉市…1

③地盤災害に対する支援

◎山形県 新潟県

〔※支援法の敷地被害解体世帯に対し上乘せ支援〕
…2

◎相模原市…1

④小規模な地場、伝統産業等で特に首長が認めた事業用建物に対する支援

なし（ただし、新潟県⑧の回答参照）

⑤住宅に併設している事業用建物に対する支援

なし（ただし、新潟県⑧の回答参照）

⑥支給金額の上乗せ

◎新潟県 石川県

兵庫県〔住宅再建支援金事業〕 愛媛県

宮崎県…5

◎新潟市…1

○神戸市…1

⑦被災に伴う所得減への保障

◎北海道 新潟県…2

⑧事業（中小商工業、農漁業等）に対する生業支援

◎北海道 新潟県〔※④⑤を包括するものも含む。〕

大阪府 兵庫県〔経営円滑化貸付、借換貸付事業、平成21年台風第9号等災害対策中小企業融資利子補給費補助事業、地域産業振興事業資金貸付事業、美しい村づくり資金利子補給事業、野菜の災害補償金交付事業〕 奈良県 徳島県…6

◎堺市…1

○千葉市…1

⑨長期避難中にある被災者に対する生活支援

◎北海道

新潟県〔※支援法の長期避難世帯に対し上乗せ支援〕

兵庫県〔住宅再建に伴う一時転居者支援事業〕

…3

⑩独自施策を実施するつもりはない

○青森県 栃木県 和歌山県

熊本県〔現行制度の拡充〕…4

⑪その他（自由回答）

実際に実施した制度についての補足的意見がほとんどであったが、東京都は「東京都三宅島災害被災者帰島生活支援金支給事業」、新潟県は「小規模急傾斜地崩壊防止事業補助金」「地震保険等加入促

進事業」といった事業を挙げていた。

7における回答であるが、見舞金程度の施策や貸付といった施策も含まれている。

8.独自施策の実施にあたって、国の意向をどこまで配慮しますか。

①国の了解を得た上で実施する

青森県 栃木県 埼玉県 山口県…4

②国の了解にかかわらず実施する

25都道府県

仙台市 相模原市 新潟市 静岡市 浜松市

広島市…6

③その他（自由回答）

場合によって、あるいは必要に応じて国と協議をするという旨の回答が多かった（岩手県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、福井県、京都府、奈良県、宮崎県、千葉市、名古屋市、神戸市、北九州市）。

「地方自治の主旨から質問の意図が不明です（愛知県）」「当然、市の独自財源での実施であれば、国の了解はいらぬのではないかと（大阪市）」という、そもそも問題設定についての疑問を投げかける意見が見られた。たしかに、独自施策というのは自治事務の一環として行われるのであるから、国の了解を得る法的な義務自体は、存在しないといえる。